医療施設防火体制整備費補助金実施要綱

１　目的

スプリンクラー施設（パッケージ型自動消火設備及び消防法施行令（昭和36年政令第37号）第32条の規定によりスプリンクラー設備の代替設備として認められた設備を含む。以下同じ。）及び自動火災報知設備（以下「スプリンクラー施設等」という。）は、火災が発生した際の被害の甚大化を防ぐための有効な施設であるが、設置義務のない有床診療所等では、スプリンクラー施設等を設置していない施設も多い。本事業は、スプリンクラー施設等が設置されていない有床診療所等に対し、スプリンクラー施設等を整備するための財政支援を行い、もって、火災発生時の患者等の安全を確保することを目的とするものである。

２　事業の実施主体

（１）岩手県（医療局）

（２）市町村等

（３）医療法人

（４）社会福祉法人

（５）その他知事が適当と認める者

３　補助対象施設

病院及び有床診療所のうち病床を有している棟

４　事業内容

（１）スプリンクラー施設整備

（２）自動火災報知設備整備

５　交付対象

平成26年10月に公布された消防法施行令の一部を改正する政令（平成26年政令第333号）等により新たに４に掲げる整備を実施する義務の生じた施設、若しくは設置する義務は生じていないが、防火対策のために自主的に整備を実施する施設が、４に掲げる事業を行うものに対して交付するものとする。

　　　附　則

　この要綱は、平成27年４月１日から施行する。

　　　附　則

　この要綱は、平成28年12月28日から施行する。

附　則

この要綱は、令和元年７月９日から施行し、平成31年4月1日から適用する。